

県内における地上デジタルテレビ放送の状況について

地上テレビジョン放送について、アナログ放送からデジタル放送への移行は、国民に一定の負担がかかることとなるものの、21世紀において、日本が、世界で最先端のIT国家として高度な情報通信の基盤を構築することにより、国民一人ひとりが高度情報通信技術のメリットを享受できるようにするため、平成13年の電波法改正等により、国の政策として決定された。平成23年7月24日には、デジタル化へ完全移行する予定である。

岡山県内における地上デジタルテレビ放送の状況は、次のとおりである。

1 放送局の整備

(1) 開局状況

開局年	放送局	視聴可能世帯
平成18年	岡山局(金甲山)	73.0%
平成19年	備前局、津山局、笠岡局、新見局	83.7%
平成20年(～8月)	高梁局、久世局、美作局、湯原局	85.9%

(2) 今後の計画(平成20年3月31日時点の中継局整備計画)

開局年	放送局	視聴可能世帯
平成20年中	美作加茂局、北房局、井原局 和気局、児島局	87.2%
平成21年中	27局(※)	
平成22年中	37局(※)	

(※) 先行する中継局の電波カバー状況を見て設置を判断するものも含む。

2 受信環境の把握

上記の中継局整備計画を踏まえ、「市町村別ロードマップ」が平成20年6月30日に公表され、市町村別にカバー世帯数等が示された。これは、一定の条件の下で計算機シミュレーション(1kmメッシュごと、放送局ごと)が行われたものである。

県内の難視世帯(集計結果) [放送局: NHK]

難視世帯	アナログ受信総世帯数	割合
6,600～9,420世帯(※)	686,300世帯	1.0～1.4%

(※) デジタル化困難共聴世帯は含むが、アナログ難視世帯(2,840)は含まない。

3 辺地共聴施設の改修等

辺地共聴施設のデジタル化対応を行うに当たり、受信点設備の移設・改修等を行う場合、次のとおり国（総務省）がその整備費用の一部を補助する。

(1) 有線共聴施設

- ・事業主体 市町村又は共聴組合
- ・対象設備 受信点設備の移設・改修等
- ・補助率 1/2

(2) 無線共聴施設

- ・事業主体 市町村又は共聴組合
- ・対象設備 有線伝送路（送信機も対象）
- ・補助率 1/2

4 県としての主な取組

(1) 国への提案、要望

地上テレビジョン放送のデジタル化については、国策として取り組まれていることから、基本的には国及び放送事業者が受信対策について責任を持って対応することとなる。

県としては、国に対し、受信不能地域が発生しないよう中継局の整備に向けて放送事業者を指導するなど、国が責任を持って十分な対策を講じるように、県の国に対する提案をはじめ、全国知事会、中国地方知事会等を通じて働きかけているところである。

(2) 市町村との連携

平成20年1月に、総務省中国総合通信局、県、県内市町村、放送事業者などを構成員とする「岡山県地上デジタル放送受信対策連絡会」を設立しており、この連絡会を活用し、市町村等と連携して共聴組合への説明会を開催するなど受信環境対策を図っているところである。

5 県有共聴施設の状況

平成19年11月、庁内に「地上デジタル放送連絡会」（事務局：情報政策課）を設置して、各部局への情報提供、各部局の対応の状況把握・促進等の連絡調整を行っている。

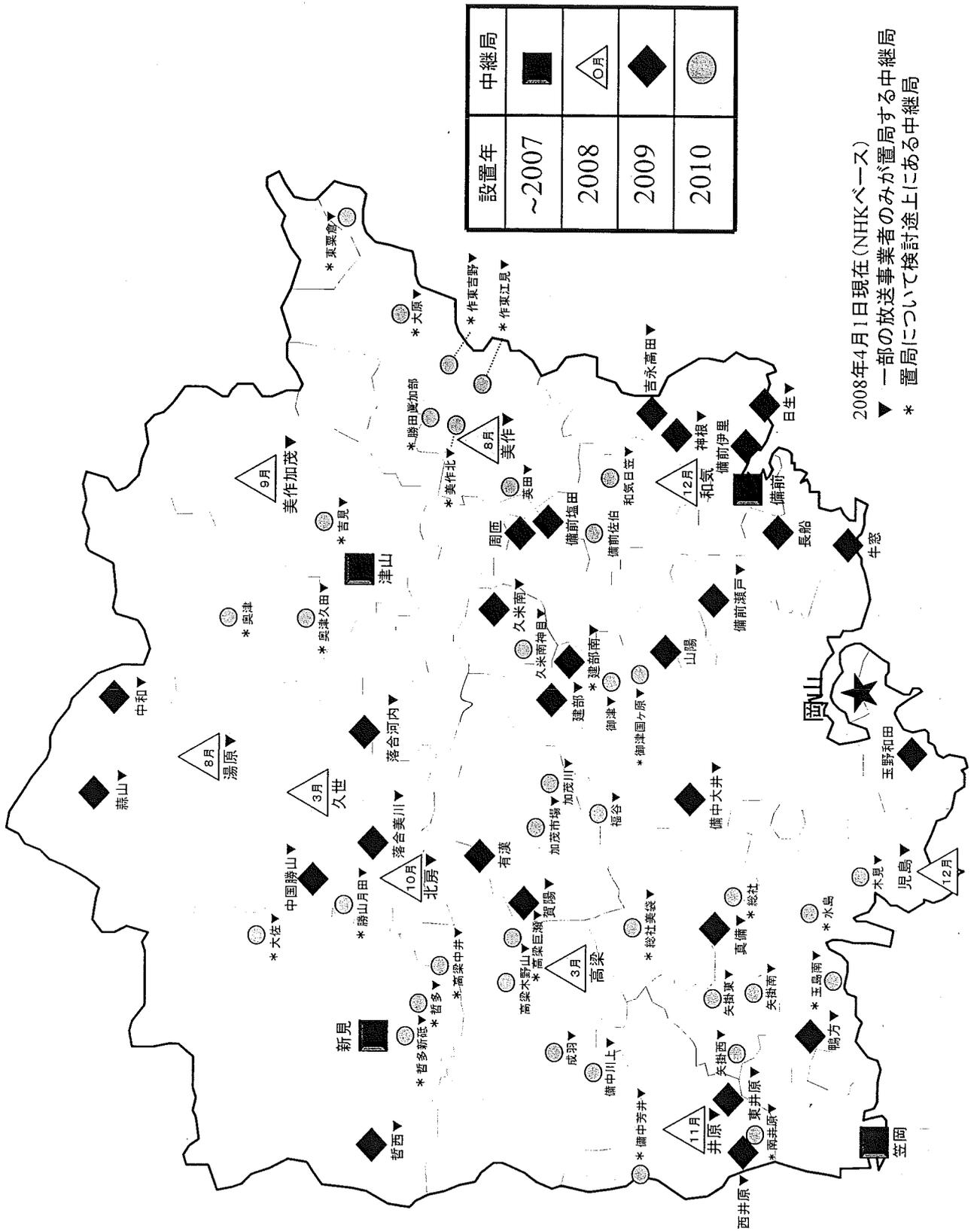
県庁舎など各部局が管理する県有の共聴施設については、改修方法の対応案を提示し、経費の節減等の課題を踏まえながら、地上デジタル放送移行に向けて適切に対応することとしている。

また、各部局が管理する施設を原因とする都市受信障害に係る県有の共聴施設については、受信障害の現状等を把握するとともに、当該共聴施設における視聴者との協議等を進め、デジタル化対応を推進していくこととしている。

【平成20年6月末現在の状況】

336の共聴施設（①県庁舎等の集合住宅・ビル共聴施設286、②都市受信障害対策共聴施設29、①②兼用21）があり、このうち、40の共聴施設が地上デジタル放送対応済み。

地デジ中継局の整備予定MAP(岡山県)



2008年4月1日現在 (NHKベース)

▼ 一部の放送事業者のみが置局する中継局
* 置局について検討途上にある中継局